

ガス小売料金特約割引  
(付帯契約)  
「切替割」  
定義書

2025年11月1日実施

栃木ガス株式会社

## ガス小売料金特約割引（付帯契約）【切替割】定義書

### 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. ガス小売料金特約割引の実施及び適用 ..... | 1 |
| 2. 付帯契約の変更 .....           | 1 |
| 3. 用語の定義 .....             | 1 |
| 4. 付帯契約の名称 .....           | 2 |
| 5. 適用条件 .....              | 2 |
| 6. 契約の締結及び契約期間 .....       | 2 |
| 7. 適用条件の確認及び解約 .....       | 3 |
| 8. 割引額等 .....              | 3 |
| 9. その他 .....               | 3 |
| 付則 .....                   | 4 |
| 1. この付帯契約の実施期日 .....       | 4 |
| (別表第1) .....               | 4 |
| (別表第2) .....               | 4 |

## 1. ガス小売料金特約割引の実施及び適用

- (1) このガス小売料金特約割引（以下「付帯契約」といいます。）は、栃木ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が行う都市ガス小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この付帯契約に定めのない細目事項は、必要に応じてこの付帯契約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

## 2. 付帯契約の変更

- (1) 当社は、この付帯契約を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の適用条件は、変更後の付帯契約等によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更後の適用条件の説明及び変更後の適用条件を記載した書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定める付帯契約の変更に異議がある場合は、この付帯契約による契約を解約することができます。
- (3) 付帯契約の変更に伴い、変更後の適用条件の説明、及び変更後の適用条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 変更後の適用条件の説明及び契約変更前に、変更後の適用条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後に、変更後の適用条件を記載した書面の交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、変更をした事項ならびに供給地点特定番号（ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載します。
- (4) 付帯契約の変更が、ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - ① 変更後の適用条件の説明及び契約変更前に、変更後の適用条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
  - ② 契約変更後に、変更後の適用条件を記載した書面の交付はいたしません。

## 3. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となるガス使用契約で、別表第1に定める約款にもとづくものをいいます。

- (2) 「他燃料切替」とは、オール電化住宅またはプロパンガス・灯油等を熱源とする都市ガスを使用していない住宅等が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (3) その他の用語については、主契約の各約款における用語の定義によります。

#### 4. 付帯契約の名称

この付帯契約の名称は、切替割といたします。

#### 5. 適用条件

この付帯契約は、次の(1)から(4)に定める条件を全て満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 主契約に基づく料金を口座振替又はクレジットカードによりお支払いになること。
- (3) 本契約の対象物件は、原則一般住宅とし、集合住宅や賃貸住宅でないこと。  
ただし、当社が認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 次に掲げる①から③の全てに該当すること。
  - ①他燃料切替により、新たにガスメーターを取り付けてガスの使用を開始する需要家であること。ただし、同一需要場所で過去にこの付帯契約を適用していないこと。
  - ②他社からの他燃料切替である事。
  - ③2025年11月1日以降に当社の供給する都市ガスの使用を開始すること。

#### 6. 契約の締結及び契約期間

- (1) この付帯契約に基づく契約を希望されるお客さまは、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (2) この付帯契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の3年後の定例検針日といたします。ただし、新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）がその直後の定例検針を行うまでの期間が5営業日以内で、定例検針を行わない場合でも、使用開始日以降最初の行わなかった定例検針日を最初の定例検針日といたします。
- (4) 既にこの付帯契約を適用されているお客さまが、主契約の変更の申し込みをする場合、この付帯契約は終了するものとします。

## 7. 適用条件の確認および解約

- (1) 当社は、5に定める適用条件が満たされているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りまたは適用条件を確認できる資料等の提出を承諾していただきます。万一、立ち入りまたは資料等の提出を承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申込みを承諾いたしません。また、既に契約されている場合には、契約を解約いたします。
- (2) お客さまは、契約期間中に適用条件が満たされない事由が発生した場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。
- (3) (1) または (2) に基づく解約日は、5に定める適用条件を満たさなくなったことが明らかになった日以降最初の定例検針日といたします。
- (4) 当社は、この付帯契約の対象となっている需要場所が、料金の不払い等による供給停止となった場合、その供給停止の日以降最初の定例検針日をもってこの付帯契約を解約する場合があります。この場合、供給を再開した後に、この付帯契約を再度契約いただくことは出来ません。
- (5) 当社は、お客さまが主契約を解約された場合、その解約の日をもってこの付帯契約の解約日といたします。

## 8. 割引額等

- (1) この付帯契約の契約期間における割引額は、別表第2に定めます。
- (2) 割引額の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げます。
- (3) この付帯契約の契約期間における料金は、主契約のガス料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。
- (4) 当該月の検針において使用量が発生しない場合は、主契約の料金表に定める基本料金のみを請求とし、この付帯契約に定める割引はいたしません。
- (5) 主契約に対して、この付帯契約とは別の割引が適用されており、その割引の適用に特段の定めがない場合、この付帯契約に定める割引は重複して適用されるものとなります。

## 9. その他

この付帯契約に定めがない事項については、この付帯契約が適用される主契約の各約款を適用いたします。

付 則

1. この付帯契約の実施期日

この付帯契約は、2025年11月1日から実施いたします。

(別表第1)

| 主契約         |
|-------------|
| ガス小売供給約款    |
| (※) 温水・暖房契約 |

(別表第2)

| 割引額（1月につき）                          |
|-------------------------------------|
| 主契約のガス料金×0.10                       |
| 但し主契約が別表第1の(※)の場合、<br>主契約のガス料金×0.05 |

(注) 1. 使用量が発生しない場合は、割引はいたしません。